

## 離職証明書の提出時期の変更について

〔雇用保険被保険者資格は喪失したが、事業主との雇用関係が継続している場合の離職証明書の提出時期について〕

### ○ 変更前

従来、「取締役、役員等になったことにより被保険者資格を喪失した場合※<sub>1</sub>」及び「1週間の所定労働時間が20時間未満となったことにより被保険者資格を喪失した場合※<sub>1</sub>」については、事業主との雇用関係が終了していないことから、一旦、「資格喪失届」(喪失原因「1」)のみ提出し、後日、事業主との雇用関係が終了した時点で離職証明書の提出する取扱いとしていました。

 **以下のように取扱いが変わります。**

### ○ 変更後

**離職日が平成23年3月10日以降の方から、「取締役、役員等になったことにより被保険者資格を喪失した場合※<sub>1</sub>」及び「1週間の所定労働時間が20時間未満となったことにより被保険者資格を喪失した場合※<sub>1</sub>」については、離職したのものとして取扱い、「被保険者資格喪失届」(喪失原因「2」)及び離職証明書(本人が希望※<sub>2</sub>する場合のみ)を同時に提出する取扱いとなりました。**

※<sub>1</sub> 例外的に被保険者資格を継続する場合があります。詳しくはハローワークにご確認ください。

※<sub>2</sub> 本人の希望により離職票の交付がなされても、一定の要件を満たさない場合には雇用保険の受給はできません。詳しくは裏面をご覧ください。



愛 知 労 働 局  
公共職業安定所 (ハローワーク)

### ○ 雇用保険の基本手当を受けることができる要件

(「取締役、役員等になったこと」又は「1週間の所定労働時間が20時間未満となったこと」により被保険者資格を喪失した場合について)

- ① 原則として、雇用保険被保険者でなくなった日前2年間に被保険者期間(11日以上働いた完全な月)が12か月以上ある方。  
(被保険者資格を喪失した理由によっては、被保険者でなくなった日前1年間に被保険者期間が6か月以上あることでも受給資格を得られる場合があります。)
- ② 就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず就職できない状態にある方。

**以上のいずれも満たす必要があります。**

**ただし、次のような方は雇用保険の基本手当を受けることはできません。**

- ・ 常勤の取締役、役員等に就任している方
- ・ 非常勤の取締役、役員等に就任しており、1日あたりの報酬額が「内職収入の控除額」(「内職収入の控除額」とは雇用保険法に規定する額で、毎年変わります。詳細はハローワークにてご確認ください。)の範囲を超えて受ける方
- ・ 現在の仕事に専念する方
- ・ 雇用保険の被保険者となり得る求職条件を希望しない方

(参考) 雇用保険の基本手当を受けることができる期間(受給期間)  
雇用保険被保険者でなくなった日(被保険者資格の喪失日)から1年間となり、この期間内に所定の給付日数を限度として支給されます。**なお、受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されませんので、手続される方は早めに行ってください。**

※このリーフレットには基本的なことのみ記載しているため、詳しくはハローワークにご相談ください。